

○柏市がん対策基本条例

平成23年3月28日

条例第21号

がんは、市民の疾病による死亡の最大原因であり、市民の生命及び健康にとって重大な問題になっている。

がん患者及びその家族(以下「がん患者等」という。)がきめ細やかなサービスを受けるためには、市民生活に最も密着した市の役割が重要である。また、すべての市民ががんに対する理解や意識を高め、がんを予防するため、がん患者等が地域の中で互いに支え合い、自分らしい生活をすることができるようにするためには、保健、医療、福祉等の資源を有効活用する仕組みが必要である。

本市は、市内にがん診療連携拠点病院(がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(健発第0301001号平成20年3月1日厚生労働省健康局長通知)に基づき厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。以下同じ。)が2ある中核市であり、総合的かつ計画的ながん対策を進めてきた。

これまでの取組をさらに発展させ、予防、早期発見、適切な医療提供、がん患者等の生活の質に配慮した在宅医療及び緩和ケア等のより効果的な施策につなげていくため、ここに柏市がん対策基本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるがん対策を総合的に推進することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市域の統計の分析に基づき、がん対策を効果的かつ効率的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、国、県及び近隣地方公共団体と協力し、がん対策を実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、喫煙、食生活、運動、生活習慣の改善等によるがんの予防及び積極的ながん検診の受診に努めるものとする。

(がん診療連携拠点病院並びに保健、医療及び福祉の関係機関相互の連携)

第4条 市は、がん診療連携拠点病院並びに保健、医療及び福祉の関係機関相互の連携を強化し、がん患者等の支援に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する連携を推進するために必要な人材及び関係団体の育成等の支援を行うよう努めるものとする。

(市民への情報提供)

第5条 市は、市民のがんの予防及び積極的ながん検診の受診に資するよう、市民に対し、がん対策に関する情報提供に努めるものとする。

(がん検診受診率等の向上)

第6条 市は、がんの早期発見に資するため、がん検診受診率及びがん検診の精度の向上に努めるものとする。

(総合的な相談体制の支援)

第7条 市は、がん患者等に対するがんの予防、早期発見、治療、緩和ケア、在宅医療等に係る総合的な相談体制の支援に努めるものとする。

(在宅療養を希望する者への対応)

第8条 市、医療機関及び介護サービス従事者は、在宅療養を希望するがん患者等に対し、相互に連携し、適切かつ迅速な対応をするよう努めるものとする。

(財政措置)

第9条 市は、この条例に定める施策が計画的に実施されるよう、必要な財政措置を講じるように努めるものとする。

(市議会への報告)

第10条 市長は、この条例に定める施策に関し、毎年1回、市議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。